

## 第 11 期 定時株主総会

# 招集ご通知

**開催日時** 2022年6月29日（水曜日）午前10時  
受付開始：午前9時30分

**開催場所** 東京都品川区北品川五丁目5番15号  
大崎ブライトコア 3階  
大崎ブライトコアホール

**議 案** 定款一部変更の件

## 目 次

第11期定時株主総会招集ご通知……………	1
（提供書面）	
事業報告……………	4
計算書類……………	22
監査報告……………	32
株主総会参考書類……………	36

株主各位

証券コード 4256  
2022年6月13日  
東京都品川区西五反田一丁目25番1号  
**株式会社サインド**  
代表取締役社長 奥脇 隆司

## 第11期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第11期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月28日（火曜日）午後7時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

<b>1 日 時</b>	2022年6月29日（水曜日）午前10時
<b>2 場 所</b>	東京都品川区北品川五丁目5番15号 <b>大崎ブライトコア 3階 大崎ブライトコアホール</b> (末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
<b>3 目的事項</b>	<b>報告事項</b> 第11期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件 <b>決議事項</b> 議案 定款一部変更の件

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://cynd.co.jp/ir/stock/meeting/>）に掲載させていただきます。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### 株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2022年6月29日(水曜日)  
午前10時(受付開始：午前9時30分)



### 書面(郵送)で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2022年6月28日(火曜日)  
午後7時00分到着分まで



### インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2022年6月28日(火曜日)  
午後7時00分入力完了分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX個

御中

××××年 ×月××日

スマートフォン用議決権行使ウェブサイトをQRコード

見本

こちらに議案の賛否をご記入ください。

#### 議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

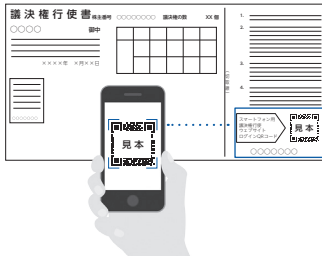
書面(郵送)およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使として取り扱いたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱いたします。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

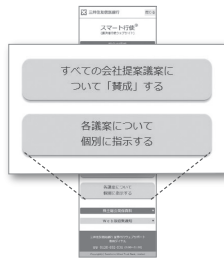
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

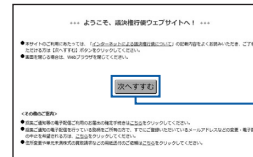
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

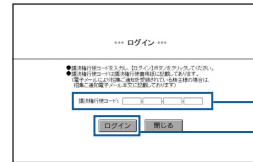
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

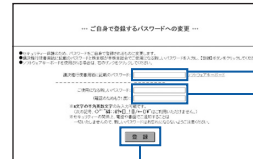
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)  
(受付時間 9:00~21:00)

(提供書面)  
**事業報告** (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

## 1 会社の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が継続する中、ウクライナ情勢の影響など、景気の先行き不透明な状況が続いているものと考えられます。

このような環境の中、当社は、「インターネットを通じて、心のつながりを提供する」というミッションのもと、理美容店舗に対して、店舗とお客様のつながりをサポートする、クラウド型予約管理システム「BeautyMerit（ビューティーメリット）」の提供を通じた事業展開を行ってまいりました。

「BeautyMerit（ビューティーメリット）」は顧客のニーズを反映した各種機能をリリースすることで競争優位性を図っており、「AI自動設定」ができるダイナミックプライシング機能や、Instagram公式連携予約、レコメンド機能等の新機能の拡充を進めました。また、コロナ禍において理美容店舗の興味関心が高いEC機能においては、美容室・美容サロンの店販商品の在庫管理・注文発送業務の効率化を図るため、大手美容メーカーやディーラーの基幹システムとの連携を積極的に進め、当社・美容メーカー・美容ディーラーの3社が提携することにより、美容業界の課題であった「サロン専売品のEC展開」を実現できる体制を構築いたしました。これらの機能の拡充により、予約管理業務を自動化し、予約・顧客情報を一元管理することによる効率化だけでなく、予約間口の拡大や稼働率の向上など、理美容店舗の売上の最大化にも貢献できるサービスとして進化しております。

当社サービスの更なるシェア拡大を図るべく、直販の営業人員の増加や、理美容店舗に対して美容商材の販売を行う理美容ディーラー等の理美容関連事業者を中心とした代理店パートナーによる営業活動も積極的に進めたことで契約件数は増加し、売上高は順調に増加いたしました。また、当社サービスの更なる認知拡大と今後のマーケティング手法の検討のため、当社初の試みとして交通広告への掲載を実施いたしました。

引き続き直販営業の営業人員とシステム開発の開発エンジニア人員の強化に係る採用費、人件費等に継続的に投資していくことで、今後のシェア拡大を進めてまいります。

以上の結果、当事業年度の売上高は1,089,125千円（前事業年度比36.3%増）、営業利益は298,424千円（同58.7%増）、経常利益は274,279千円（同45.7%増）、当期純利益は182,770千円（同36.6%増）となりました。

## ② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は14,915千円で、その主なものはオフィスの増床11,010千円であります。

なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却はありません。

## ③ 資金調達の状況

当社は、2021年12月21日に当社株式上場に伴う公募増資により800,000株の新株を発行し、2,392,000千円の資金調達を行いました。

**(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況**

区分		第8期 (2019年3月期)	第9期 (2020年3月期)	第10期 (2021年3月期)	第11期 (当事業年度) (2022年3月期)
売上高	(千円)	406,232	534,967	799,307	1,089,125
経常利益	(千円)	84,154	66,537	188,260	274,279
当期純利益	(千円)	59,666	46,609	133,841	182,770
1株当たり当期純利益	(円)	11.93	9.32	26.77	35.00
総資産	(千円)	259,329	308,292	588,608	3,171,147
純資産	(千円)	169,258	215,868	349,710	2,924,480
1株当たり純資産	(円)	33.85	43.17	69.94	504.22

- (注) 1. 当社は、2019年11月26日付で普通株式1株につき10,000株、2021年9月1日付で普通株式1株につき5株の株式分割を行っております。第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産、1株当たり当期純利益を算定しております。
2. 第11期の期首より、当社は「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)を適用しております。

**(3) 重要な親会社及び子会社の状況**

該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

当社は、理美容店舗に対して、予約管理システム「BeautyMerit(ビューティーメリット)」に関する企画・運営等のサービスの提供を主な事業としております。理美容サービスは1回あたりの施術時間がある程度特定できるため、予約時間の枠管理が比較的容易なことから、理美容サービスはネット予約との親和性が高いカテゴリと考えられ、消費者への認知の拡大が対応店舗数のさらなる拡大につながるスパイラルによって、市場規模が拡大しております。このようなネット予約に対応した理美容店舗の急拡大を背景に、理美容サービスにおけるネット予約の普及が当社の業績に大きく影響すると考えております。

また、政府が取り組みを進める「働き方改革」の推進や、あらゆる業界で「人材不足」が業務課題として挙げられる中、理美容業界では、顧客のアフターフォロー、販促、リピーターを増やすためのサポートなどを一括管理してくれるシステムの導入は不可欠であると考えられます。

こうした環境を踏まえると、当社の「BeautyMerit(ビューティーメリット)」の需要は拡大していくものと考えております。

このような経営環境において、当社が対処すべき主な課題は、以下のとおりです。

##### ①サービス機能の拡充

当社が競合優位性を確保しながら継続的に成長するためには、顧客満足度の向上に加えて、サービスの提供する価値を高め、低い解約率を確保することが重要であると認識しております。当社は、価値向上のため、データを活用した新たな提供サービスの開発・展開を推進し、「BeautyMerit(ビューティーメリット)」の価値向上に努めるとともに、収益基盤を強化してまいります。

##### ②システムの安定稼働と強化

当社は、インターネット技術を活用して事業を運営していることから、事業運営上、システムの安定稼働が極めて重要であると認識しております。このため、当社は顧客の増加、取扱データ容量の拡大に応じたサーバーの増強を含め、システムの安定化のため継続的にシステム強化に取り組んでまいります。

##### ③情報管理体制の強化

当社は、多くの個人情報を持っており、情報管理体制を継続的に強化していくことが重要であると考えております。現在も社内規程の厳格な運用、定期的かつ継続的な社内研修の実施、セキュリティシステムの整備等により、情報管理体制の強化徹底を図っておりますが、今後も社内体制や管理方法の強化・整備を行ってまいります。



#### ④組織体制の強化

当社は、顧客基盤の拡大、サービスの利便性向上及び新規サービスの開発等により継続的に成長していくため、多岐にわたるバックグラウンドを有する優秀な人材を採用し、組織体制の強化を整備していくことが重要であると考えております。当社の理念に共感し、高い意欲を持った優秀な人材を採用していくためには、積極的な採用活動を行なっていくとともに、従業員が働きやすい環境の整備、人事制度の構築に努めてまいります。

#### ⑤内部管理体制の強化

当社は成長段階にあり、業務運営の効率化やリスク管理のための内部管理体制の強化が重要な課題であると考えております。従来より当社は監査役会の設置、社外取締役の選任、内部監査の強化などを通じて、コンプライアンス強化に努めております。内部統制の実効性を高め、当社のコーポレート・ガバナンス体制をより一層整備してまいります。

**(5) 主要な事業内容** (2022年3月31日現在)

事業区分	事業内容
理美容ソリューション事業	[BeautyMerit] を理美容業界（美容室・ネイルサロン・まつげサロン・エステサロン等）に対してシステムを提供しております。

**(6) 主要な営業所** (2022年3月31日現在)

本社	東京都品川区
営業所	大阪営業所：大阪府大阪市中央区、福岡営業所：福岡県福岡市中央区

**(7) 従業員の状況** (2022年3月31日現在)

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
67名	11名増	31.7歳	2年9ヶ月

(注) 従業員数は正社員人数であり、契約社員、臨時従業員（派遣社員・アルバイト・パート）は含んでおりません。

**(8) 主要な借入先の状況** (2022年3月31日現在)

該当事項はありません。

**(9) その他会社の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 2 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 20,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 5,800,000株  
 (3) 株主数 2,280名  
 (4) 大株主

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
奥脇 隆司	2,180,000	37.6
高橋 直也	1,780,000	30.7
亀井 信吾	350,000	6.0
野村証券株式会社	188,100	3.2
池田 英右	150,000	2.6
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	46,500	0.8
MSCO CUSTOMER SECURITIES	46,400	0.8
野村信託銀行株式会社 (投信口)	39,700	0.7
五味 大輔	28,000	0.5
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB)	26,500	0.5

(注) 自己株式は保有しておりません。

### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

該当事項はありません。

### 3 新株予約権等の状況

#### (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第2回新株予約権	
発行決議日		2020年12月4日	
新株予約権の数		2,000個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 (新株予約権1個につき	10,000株 5株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり (1株当たり)	713円 143円)
権利行使期間		2022年12月5日から 2030年12月3日まで	
行使の条件		(注) 1	
役員 の 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	一個 一株 一名
	社外取締役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	2,000個 10,000株 2名
	監査役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	一個 一株 一名

- (注) 1. 本新株予約権の付与時に当社の取締役及び従業員であった対象者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了もしくは定年退職の場合又は、その他新株予約権者の退任もしくは退職後の権利行使につき正当な理由があると当社取締役会の決議により認められた場合は、この限りではない。
2. 対象者は、当社普通株式がいずれかの株式公開市場に上場した場合にのみ新株予約権を行使することができる。ただし、当社取締役会の決議により認められた場合は、この限りではない。本新株予約権の割当後、権利行使時まで、禁固刑以上の刑に処せられていないことを要する。
3. 対象者が死亡した場合には、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

4. 対象者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
5. 対象者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、（任期满了もしくは定年退職の場合を除く。）、当社は、当社取締役会の決議で当該新株予約権の権利行使を認めることがない旨を決定することができる。この場合においては、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。
6. 本新株予約権の行使価額の年間の合計額が金1,200万円を上回らない範囲であること。
7. 対象者は、本件株式の上場日から起算して5年を経過する日までは本新株予約権を行使することができない。

**(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況**

該当事項はありません。

## 4 会社役員 の 状況

### (1) 取締役及び監査役の状況 (2022年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	奥 脇 隆 司	
代表取締役副社長	高 橋 直 也	管理部門統括兼管理部長
取締役	亀 井 信 吾	開発部門統括
取締役	菅 野 隆	
取締役	峰 崎 揚 右	株式会社パプレア 代表取締役
常勤監査役	小 山 肇	
監査役	加 久 田 乾 一	アイピーオー総合研究所株式会社 代表取締役社長 渡辺パイプ株式会社 社外監査役
監査役	桜 井 祐 子	桜井法律事務所所長 株式会社イデア・レコード 社外監査役 株式会社ビジコム 社外監査役 日本管理センター株式会社 社外取締役

- (注) 1. 取締役 菅野隆及び峰崎揚右は、社外取締役であります。
2. 監査役 小山肇、加久田乾一及び桜井祐子は、社外監査役であります。
3. 監査役 加久田乾一は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役 桜井祐子は、弁護士の資格を有しており、法律等に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、社外取締役の菅野隆及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

### (3) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

#### (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金及び訴訟費用等を当該保険契約により補填することとしております。当該保険契約の被保険者の範囲は、取締役及び監査役であります。なお、保険料は全額当社が負担しており、故意または重過失に起因する損害賠償請求は当該保険契約により補填されません。

#### (5) 取締役及び監査役の報酬等

##### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、株主総会の決議により役員報酬等の上限額を定めており、その上限額の範囲内で各役員の報酬額を決定いたします。

取締役に支給する報酬等の決定にあたっては、取締役会の委任に基づき、報酬会議で社外取締役も含めた構成員による十分な審議の上、報酬制度を含めた具体的な報酬額を決定いたします。報酬制度の改定など全体に関わる事項については、報酬会議にて承認された案を取締役会にて審議・決定しております。報酬会議は、代表取締役社長 奥脇隆司（議長）、代表取締役副社長 高橋直也、取締役 亀井信吾、社外取締役 菅野隆、社外取締役 峰崎揚右の取締役5名と、常勤監査役 小山肇、社外監査役 加久田乾一、社外監査役 桜井祐子の監査役3名により構成されております。

監査役の報酬については監査役の協議にて決定することとしております。

##### ② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額については、2019年5月23日開催の株主総会で当社の取締役年間報酬総額の上限は2億円（当該株主総会の終結時点の取締役の員数は2名）と決議されております。当社の取締役の報酬等は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、報酬会議の審議を経て決定しております。報酬会議は、原則として年1回定時株主総会後に開催し、報酬額の妥当性について慎重に検討し判断を行っております。

監査役の報酬限度額については、2019年5月23日開催の株主総会で当社の監査役年間報酬総額の上限は2,000万円（当該株主総会の終結時点の監査役の員数は0名）と決議されており、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、常勤、非常勤の別、業務分担の状況を考慮して、監査役の協議により決定しております。

### ③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社は、取締役会の委任に基づき、報酬会議にて取締役の個人別の報酬等の内容について十分な審議の上で決定しております。

当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

### ④ 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（うち社外取締役）	56,400千円 (2,400)	56,400千円 (2,400)	－千円 (－)	－千円 (－)	5名 (2)
監査役（うち社外監査役）	7,200 (7,200)	7,200 (7,200)	－	－	3 (3)
合 計（うち社外役員）	63,600 (9,600)	63,600 (9,600)	－ (－)	－ (－)	8 (5)

## (6) 社外役員に関する事項

### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役峰崎揚右は、株式会社パプレアの代表取締役であります。同社と当社の間には特別な関係はありません。
- ・社外監査役加久田乾一は、アイピーオー総合研究所株式会社の代表取締役社長、渡辺パイプ株式会社の社外監査役であります。同社と当社の間には特別な関係はありません。
- ・社外監査役桜井祐子は、桜井法律事務所の所長、株式会社イデア・レコードの社外監査役、株式会社ビジコムの社外監査役及び日本管理センター株式会社の社外取締役であります。同社と当社の間には特別な関係はありません。



## ② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 菅 野 隆	<p>当事業年度に開催された取締役会20回のうち20回に出席いたしました。</p> <p>主に成長企業に対するアドバイザリー経験及び経営管理等の豊富な経験を持っており、企業経営等の見地から、取締役会において適宜質問し、意見を述べており、社外取締役の求められる役割・責務を十分に果たしております。</p>
取締役 峰 崎 揚 右	<p>当事業年度に開催された取締役会20回のうち20回に出席いたしました。</p> <p>主に企業経営者であり上場企業を含む複数の企業での役員としての豊富な経営経験や実績を持っており、企業経営等の見地から、取締役会において適宜質問し、意見を述べており、社外取締役の求められる役割・責務を十分に果たしております。</p>
監査役 小 山 肇	<p>当事業年度に開催された取締役会20回のうち20回に、また、監査役会15回のうち15回に出席いたしました。</p> <p>主に企業経理及び内部監査等豊富な経験を持っており、経営管理等の見地から、取締役会及び監査役会において適宜質問し、意見を述べております。</p>
監査役 加 久 田 乾 一	<p>当事業年度に開催された取締役会20回のうち20回に、また、監査役会15回のうち15回に出席いたしました。</p> <p>主に公認会計士としての専門的な見地から、取締役会及び監査役会において適宜質問し、意見を述べております。</p>
監査役 桜 井 祐 子	<p>当事業年度に開催された取締役会20回のうち20回に、また、監査役会15回のうち15回に出席いたしました。</p> <p>主に弁護士としての専門的な見地から、取締役会及び監査役会において適宜質問し、意見を述べております。</p>

## 5 会計監査人の状況

(1) 名称 太陽有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	19,500千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21,000

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、太陽有限責任監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

#### ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a) 法令・定款及び社会規範を遵守するために、年に1回以上全社員を対象とした教育・指導を行い、周知徹底をする。
- (b) コンプライアンス規程を制定し、リスクコンプライアンス委員会の中でコンプライアンス体制の構築及び維持に努める。
- (c) コンプライアンスに関する教育及び研修は年に1回以上開催し、コンプライアンスに対する意識の向上と周知徹底を図るものとする。
- (d) 当社内における法令遵守上疑義がある行為について、使用人が直接通報を行う手段を確保するための内部通報制度を設け、問題の未然防止と早期発見を図るものとする。
- (e) 健全な会社経営のため、反社会的勢力対応規程に基づき反社会的勢力とは関わりを持たない体制を構築する。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (a) 取締役の職務の執行に係る情報・文書（電磁的記録も含む）については、文書管理規程に従い適切に保存及び管理を行うものとする。
- (b) 取締役及び監査役が当該情報・文書等の内容を常時閲覧できる体制を確保するものとする。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (a) リスクの未然防止、極小化のためにリスク管理規程を制定し、各種リスクに対応する組織・責任者を定め管理体制を構築し、当社のリスクを網羅的・総括的に管理を行う。
- (b) リスクコンプライアンス委員会を設置し、リスクに対する対応体制の強化を図るものとする。
- (c) 危機発生時には、対策本部を設置し社内等への適切な情報伝達と危機に対して適切且つ迅速に対処する。
- (d) 取締役・使用人のリスク管理マインド向上のために、勉強会、研修を年に1回以上定期的に実施する。また、必要に応じて内部監査を実施し、日常的リスク管理を徹底する。

- ④ **取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**
- (a) 当社の取締役・使用人の役割分担、業務分掌、指揮命令関係等を通じ、職務執行の効率性を確保する。
  - (b) 取締役会規程、業務分掌規程、職務権限規程等については、法令の改廃、職務の効率化の必要がある場合は随時見直すものとする。
  - (c) 取締役会及び経営会議による月次業績等のレビューと改善策の実施を行う。また、取締役会及び経営会議は、定期的に毎月1回開催するほかに、必要に応じて臨時でも開催する。
- ⑤ **監査役がその職務を補助すべき使用人（補助使用人）を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項**
- (a) 監査役が十全の監査を行うために補助使用人の求めにより、取締役会は補助使用人を設置するかどうか、人数、報酬、地位（専属か兼業か）について決議するものとする。
  - (b) この補助使用人の異動及び人事評価には監査役の同意を必要とする。
  - (c) 監査役より監査業務に必要な命令を受けた補助使用人は、その命令に関して取締役等の指揮命令を受けないものとする。
- ⑥ **取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制**
- (a) 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務執行状況を把握するため、取締役会のほか重要な会議及び希望する任意の会議に出席、又は取締役及び使用人から業務執行状況の報告を求めることができ、取締役及び使用人は、これに応じて速やかに報告する。
  - (b) 当社の取締役又は使用人は、法定の事項に加え以下に定める事項について、発見次第速やかに監査役に対して報告を行う。
    - イ. 会社の信用を大きく低下させたもの、またはその恐れのあるもの
    - ロ. 会社の業績に大きく影響を与えたもの、またはその恐れのあるもの
  - (c) 監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを保障する。
  - (d) 内部監査実施状況、コンプライアンス違反に関する通報状況及びその内容を速やかに報告する体制を整備する。

- ⑦ **その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**
- (a) 監査の実施にあたり監査役が必要と認める場合における弁護士、公認会計士等の外部専門家と連携し、監査業務に関する助言を受ける機会を保障する。
  - (b) 監査役会と代表取締役との間の定期的な意見交換会を設定する。
- ⑧ **監査役職務の執行について発生する費用等の処理に係わる方針**
- 監査役職務の執行について発生する費用の前払の手續その他の当該職務の執行について生ずる費用等の処理については、監査役の請求等に従い円滑に行える体制とする。
- ⑨ **財務報告の信頼性を確保するための体制**
- (a) 財務報告の信頼性を確保するため、代表取締役社長を筆頭として、全社的な統制活動及び各業務プロセスレベルの統制活動を整備し、その運用体制を構築する。
  - (b) 財務報告における不正や誤謬が発生するリスクを管理し、業務執行の適正化を推進するとともに、財務報告に係る社内規程等の適切な整備及び運用を行う。
  - (c) 財務報告に係る内部統制の仕組みが適正かつ有効に機能することを継続的に監視・評価し、不備があれば、必要な改善・是正を行うとともに、関係法令との適合性を確保する。
  - (d) 財務報告に係る内部統制の評価担当者は、当社の財務報告に係る内部統制について適時に監査を行い、是正や改善の必要があるときには、被監査部署に是正・改善を求め、被監査部署は速やかにその対策を講ずる。
- ⑩ **反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況**
- (a) 当社は、反社会的勢力対応規程及び反社会的勢力調査マニュアルにおいて、反社会的勢力による被害の防止並びに反社会的勢力の排除について規定し、全取締役・使用人へ周知徹底するものとする。
  - (b) 反社会的勢力排除に向けて、不当要求がなされた場合の対応基本方針、対応責任部署、対応措置、報告・届出体制等を定めた反社会的勢力対応規程及び反社会的勢力対応マニュアルを制定し、事案発生時に速やかに対処できる体制を整備する。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しており、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

### ① 取締役の職務の執行について

取締役会を20回開催し、取締役及び監査役の出席の下、議案の決議や報告、また重要な経営戦略等の事項を協議しております。

### ② 監査役の職務の執行について

監査役会を15回開催した他、監査役会で定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長及び他の取締役との情報交換や、内部監査担当者、会計監査人を含めた三様監査等を実施しております。

### ③ コンプライアンスについて

(a) コンプライアンス規程やマニュアルを定め、入社時だけでなく入社後も適宜研修を実施し、コンプライアンス意識の向上に努めております。

(b) 内部通報規程を定め、社内だけでなく顧問弁護士事務所への外部窓口も設定し、全社員に周知をしております。

### ④ 内部監査について

内部監査担当者が内部監査計画に基づき、定期的な内部監査を実施しております。

## 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>3,103,480</b>	<b>流動負債</b>	<b>246,666</b>
現金及び預金	3,008,319	未払金	60,904
売掛金	72,709	未払費用	225
棚卸資産	2,272	未払法人税等	88,311
前払費用	20,113	未払消費税等	32,780
その他	437	前受金	9,302
貸倒引当金	△370	預り金	38,702
<b>固定資産</b>	<b>67,667</b>	賞与引当金	16,438
<b>有形固定資産</b>	<b>24,931</b>	<b>負債合計</b>	<b>246,666</b>
建物附属設備	18,306	<b>(純資産の部)</b>	
工具、器具及び備品	6,624	<b>株主資本</b>	<b>2,924,480</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>583</b>	<b>資本金</b>	<b>1,197,000</b>
のれん	500	<b>資本剰余金</b>	<b>1,196,000</b>
ソフトウェア	83	資本準備金	1,196,000
<b>投資その他の資産</b>	<b>42,152</b>	<b>利益剰余金</b>	<b>531,480</b>
破産更生債権等	1,729	その他利益剰余金	531,480
敷金及び保証金	23,227	繰越利益剰余金	531,480
保険積立金	8,000	<b>純資産合計</b>	<b>2,924,480</b>
繰延税金資産	10,334	<b>負債・純資産合計</b>	<b>3,171,147</b>
長期前払費用	581		
その他	10		
貸倒引当金	△1,729		
<b>資産合計</b>	<b>3,171,147</b>		

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損 益 計 算 書

(2021年4月1日から)  
(2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	1,089,125
売上原価	186,208
売上総利益	902,917
販売費及び一般管理費	604,493
営業利益	298,424
営業外収益	
受取利息	9
受取配当金	0
助成金収入	250
雑収入	452
営業外費用	
支払利息	211
上場関連費用	24,646
経常利益	274,279
特別利益	
和解金収入	2,050
税引前当期純利益	276,329
法人税、住民税及び事業税	96,947
法人税等調整額	△3,389
当期純利益	182,770

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。



## 株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から)  
(2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						純資産合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		株主資本 合 計	
		資本準備金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合 計		
				繰越利益 剰余金			
当 期 首 残 高	1,000	-	-	348,710	348,710	349,710	349,710
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行	1,196,000	1,196,000	1,196,000			2,392,000	2,392,000
当 期 純 利 益				182,770	182,770	182,770	182,770
当 期 変 動 額 合 計	1,196,000	1,196,000	1,196,000	182,770	182,770	2,574,770	2,574,770
当 期 末 残 高	1,197,000	1,196,000	1,196,000	531,480	531,480	2,924,480	2,924,480

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ① **貯蔵品** 最終仕入原価法
- ② **仕掛品** 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① **有形固定資産**

定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 8年～15年

工具、器具及び備品 4年～8年

##### ② **無形固定資産**

- ・ 自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- ・ その他の無形固定資産 定額法によっております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① **貸倒引当金**

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### ② **賞与引当金**

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

#### (4) 収益及び費用の計上基準

当社は、理美容店舗向け予約管理システム「BeautyMerit」の提供を主な事業とし、クラウドサービスの形で店舗にサービスを提供しております。

クラウドサービスの提供については顧客に対して契約期間にわたり、予約管理システムを提供する義務を負っております。当該履行義務は当該サービスを提供する期間にわたり充足されると判断していることから、サービスを提供する期間に応じて収益を認識しております。

#### (5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、合理的に見積もった期間（5年）で均等償却を行っております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

### (1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取り扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

なお、新たな会計方針の適用による繰越利益剰余金の期首残高、及び当事業年度の損益に与える影響はありません。

### (2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44－2項に定める経過的な取り扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。

なお、新たな会計方針の適用による計算書類に与える影響はありません。

## 3. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

## 4. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類に計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものはありません。

## 5. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額	11,499千円
----------------	----------

## 6. 損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

## 7. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数  
普通株式 5,800,000株
- (2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数  
該当事項はありません。
- (3) 剰余金の配当に関する事項  
該当事項はありません。
- (4) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数  
該当事項はありません。

## 8. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な安全性の高い預金等で運用し、資金調達については自己資金及び銀行等金融機関からの借入によっております。

#### ② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払金は1年以内の支払期日であり、支払期日に支払を実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### i 信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

営業債権については、債権管理規程に従い、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

##### ii 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

#### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金は注記を省略しており、預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 売掛金	72,709		
貸倒引当金 (※1)	△370		
	72,338	72,338	—
資産計	72,338	72,338	—
(1) 未払金	60,904	60,904	—

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(2) 未払法人税等	88,311	88,311	—
(3) 未払消費税等	32,780	32,780	—
負債計	181,996	181,996	—

(※1) 売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

(注) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### 資 産

##### (1) 売掛金

時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

#### 負 債

##### (1) 未払金、(2) 未払法人税等、(3) 未払消費税等

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローと返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 9. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	6,774千円
貸倒引当金	643千円
賞与引当金	5,033千円
その他	333千円
繰延税金資産合計	12,783千円
繰延税金負債	
保険積立金	△2,449千円
繰延税金負債合計	△2,449千円
繰延税金資産の純額	10,334千円

## 10. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

## 11. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益の分解情報

当社は、理美容ソリューション事業を営む単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当事業年度
BeautyMerit サブスクリプション売上	956,336
BeautyMerit 初期導入売上	67,474
その他	65,315
顧客との契約から生じる収益	1,089,125
その他の収益	—
外部顧客への売上高	1,089,125

- (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報  
収益を理解するための基礎となる情報は「1.重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。
- (3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報  
該当事項はありません。

## 12. 1株当たり情報に関する注記

- |                 |         |
|-----------------|---------|
| (1) 1株当たりの純資産額  | 504円22銭 |
| (2) 1株当たりの当期純利益 | 35円00銭  |

## 13. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。



独立監査人の監査報告書

2022年5月23日

株式会社サインド  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指 定 社 員	公認会計士	齋 藤	哲 ㊟
業務執行社員			
指 定 社 員	公認会計士	石 田	宏 ㊟
業務執行社員			

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社サインドの2021年4月1日から2022年3月31日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第11期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月24日

株式会社 サインド 監査役会  
常勤監査役 小山 肇 ㊟  
社外監査役 加久田 乾 一 ㊟  
社外監査役 桜井 祐 子 ㊟

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改定規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供制度をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第18条第1項を新設するものであります。
- (2) 書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができるようにするため、変更案第18条第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第18条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) その他所要の変更と上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
<p><u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u>            第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>（削 除）</p>

現行定款	変更案
<p>(新 設)</p> <p>(事業年度) 第43条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までとする。</p> <p>(新 設)</p>	<p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第18条 当社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>② <u>当社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに、書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p> <p>(事業年度) 第43条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>附則</p> <p><u>2 変更前定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更後定款第18条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>3 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日に開催する株主総会については、変更前定款第18条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>4 本附則の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

以上



## 株主総会会場ご案内図

### 会場

大崎ブライトコア 3階 大崎ブライトコアホール  
東京都品川区北品川五丁目5番15号 TEL 03-5447-7130

※会場手前にある大崎ブライトタワーとお間違えないようご注意ください。



### 交通

J R 山手線・埼京線・湘南新宿ライン  
・りんかい線 大崎駅

南改札口より新東口へ進み徒歩約8分